

平成22年7月16日

お客様各位

西中国信用金庫

「大雨にかかる災害」の被災者に対するお取扱いについて

この度の「大雨にかかる災害」により被害を受けられました皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

西中国信用金庫（理事長 山本 徹）では、この度の「大雨にかかる災害」により被害を受けられました皆様に対し、当金庫営業店舗において、被災状況に応じ次の通りお取扱いすることと致しましたのでお知らせします。

なお、本件に関するご相談は、最寄りの店舗または本部等にて受付します。

記

1 被災状況に応じた預金払戻し等の取扱い

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者本人であることを確認して払戻しに応じます。
- (2) 届出の印鑑がない場合には、拇印を押印していただき払戻しに応じます。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じます。
また、これを担保とする貸付にも応じます。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てに応じます。
- (5) 災害時における手形の不渡処分について配慮します。
- (6) 損傷現金の引換に応じます。

2 ご相談窓口（預金・融資・その他）

○最寄りの営業店

○本部お客様相談センター 0120-26-3521

以上